

## 議案第86号

富士見市手数料条例等の一部を改正する条例の制定について  
富士見市手数料条例（平成12年条例第3号）等の一部を改正する条例を別紙のと  
おり制定する。

令和5年12月8日提出

富士見市長 星野光弘

### 提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正等に伴い、富士見市手数料条例等の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

## 富士見市手数料条例等の一部を改正する条例

(富士見市手数料条例の一部改正)

第1条 富士見市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中11の項及び12の項を削り、13の項を11の項とし、14の項を12の項とし、15の項を13の項とし、同表16の項中「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同項を同表14の項とし、同項の次に次の2項を加える。

15	戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき 350円
16	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項及び19の項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円

別表17の項中「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されてい

る事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同表18の項を削り、同表19の項中「除籍」を「除かれた戸籍」に改め、同項を同表18の項とし、同項の次に次の1項を加える。

19	除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円
----	---	--------------------------

別表20の項中「届出」を「規定に基づく届出」に、「又は同法」を「、同法」に、「書類」を「届書その他受理した書類」に改め、「事項の証明書」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書」を加え、同表22の項手数料を徴収する事務の欄中「書類」を「規定に基づく届書その他受理した書類又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したもの」に改め、同項手数料の金額の欄中「書類」の次に「又は届書等情報の内容を表示したもの」を加える。

（富士見市手数料条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 富士見市手数料条例の一部を改正する条例（令和4年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、富士見市手数料条例別表の改正規定中「同表10の項及び14の

項」を「同表10の項及び12の項」に、「同表16の項」を「同表14の項」に改める。

#### 附 則

この条例は、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。